

## 津山市地域材で家づくり支援補助金交付要領

制定 令和3年4月 1日

改正 令和3年7月 1日

令和4年6月29日

(趣旨)

第1条 市長は、地域材の積極的な利用を促進することにより、市内の林業の振興と地域経済の活性化を目的として、居住のための一戸建木造住宅を市内に建築する事業者に対し、予算の範囲内において津山市地域材で家づくり支援補助金（以下「新築補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及び津山市林業振興補助金交付要綱（平成27年津山市告示第36号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 地域材 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条の登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品（皮剥等の加工丸太を含む。）のうち、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた製材品をいう。
- (2) 主要構造部材 土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木、垂木など建物の構造躯体を構成する木材をいう。
- (3) 別荘 日常生活の本拠としない家屋をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要領において、補助金の交付対象となる者（以下「交付対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を置く、住宅を供給する施工業者（大工・工務店等）
- (2) 交付対象事業者及びその代表者個人が市（区）町村税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。
- (3) 本市が本補助金交付事業の趣旨に沿った普及啓発を行う際に、協力できること。
- (4) 暴力団員等（津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。次号において「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又は暴力団員等の統制下でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (7) その他市長が必要と認める要件

(補助金の交付対象事業)

第4条 この要領において、補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する事業とする。

- (1) 市内に現に居住し、又は居住しようとする者のために、第5条の要件に該当する住宅を新築又は建売する事業
  - (2) 新築補助金の申請について、補助金の交付対象となる住宅（以下「交付対象住宅」という。）に居住する者又は居住する予定の者で、新築の場合は交付対象住宅の工事請負契約する者（以下、「施主」という。）の、建売の場合は交付対象住宅の売買契約を締結する者（以下、「購入者」という。）の承諾が得られていること。
  - (3) 新築の場合は、補助金申請年度末までに、主要構造部材の施工が完了し、現地確認ができること。建売の場合は、売買契約を締結し、第10条第3項の規定による補助金の交付申請が補助金申込年度の3月31日までにできること。
  - (4) その他市長が必要と認める要件
- 2 前項に規定する事業において、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象事業から除くものとする。
- (1) 新築補助金を受けて新築又は建売される住宅に居住する者が、暴力団員等である場合
  - (2) 新築補助金を受けて新築又は建売される住宅が、国及び地方公共団体等が実施する事業における移転補償を受けて建てられるものの場合  
(補助金の交付対象住宅)

第5条 この要領において、交付対象住宅は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する住宅とする。

- (1) 一戸建ての木造住宅。ただし、社宅・別荘を除く。
- (2) 台所、便所、浴室があり独立した生活を営むことができる住宅
- (3) 主要構造部材に、地域材を10㎡以上使用する住宅
- (4) 延床面積（住宅部分の床面積）が80㎡以上の住宅
- (5) 使用する地域材に係る乾燥材乾燥業者、製材業者及び納材業者が、岡山県木材業者登録簿等に登録されている法人又は個人事業者であること。
- (6) 建築基準法に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が、第10条の規定による補助金の交付申請の年度の前年4月1日以降の住宅  
(補助金の額)

第6条 新築補助金の補助金額は、別表第1のとおりとする。  
(申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする交付対象事業者は、原則として棟上げ20日前までに津山市地域材で家づくり支援補助金交付申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に関係書類を添付して市長に提出し、申込日から90日以内に棟上げを行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由により当該期限内に提出できないと認められた場合はこの限りでない。

- 2 申込書には、次の各号に掲げる書類を添付する。ただし、当該年度内に津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金交付要領（令和3年3月5日制定）に定める補助金交付の申込みを含めて複数回の申込みを行う申込者は、2度目以降の申込みについて、第6

号及び第7号に掲げる書類の提出，建売の場合は第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 津山市地域材で家づくり支援補助金確約書（様式第2号）
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号及び第4号に掲げる建築物については確認済証の写し，その他の建築物については同法第15条第1項の建築工事届の写し（第10条の規定による補助金の交付申請の年度の前年4月1日以降のものに限る。）
- (3) 工事請負契約書の写し（印紙税法で定められた額の印紙が貼付されていること）
- (4) 交付対象住宅の平面図
- (5) 交付対象住宅の位置図（住宅地図等）
- (6) 交付対象事業者及びその代表者個人の市税等の滞納がないことを証する書面
- (8) その他市長が必要と認める書類  
（補助金交付予定者の決定）

第8条 補助金交付予定者の決定は，申込みを受理したものから先着順とする。

2 市長は，第7条の規定による申込みがあったときは，速やかに内容を審査し，交付要件を満たしていることを確認して交付予定者の決定を行い，その旨を補助金交付予定者決定通知書（様式第4号又は様式第4号の2）により申込者に通知するものとする。

3 市長は，前項の決定について，条件を付すことができる。

（申込みの辞退及び取消）

第9条 交付予定者が次のいずれかに該当する場合は，交付申込辞退届出書（様式第5号）を市長に提出し，申込みを辞退しなければならない。

(1) 申込日より90日以内に棟上げを行うことが出来ないとき。ただし，天候不良等の止むを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(2) 前号に掲げるもののほか，交付要件を満たすことができない事由が発生したとき。

2 市長は辞退届の提出を受理したときは，補助金交付予定者取消通知書（様式第6号）により速やかに交付予定者に通知するものとする。

（補助金の交付申請又は現地確認依頼）

第10条 第8条の規定による交付予定者は，原則として棟上げ10日前までに，新築の場合は，津山市地域材で家づくり支援補助金交付申請書（様式第7号）を，建売の場合は，現地確認依頼書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし，市長がやむを得ない事由により当該期限までに提出できないと認めた場合はこの限りではない。

2 前項に定める書類には次の各号に掲げる書類を添付する。ただし，建売の場合は，第5号及び第6号に掲げる書類について，提出を省略できるものとする。

- (1) 地域材使用証明書（様式第9号）
- (2) 地域材納材証明書（様式第10号）
- (3) 地域材納材内訳書
- (4) 納材業者から入荷した地域材の確認写真
- (5) 施主の現住所の住民票の写し

- (6) 補助金交付申請承諾書（様式第 1 1 号）
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 建売の場合は、第 1 1 条の規定による現地調査後、補助金申込年度の 3 月 3 1 日までに、津山市地域材で家づくり支援補助金交付申請書（様式第 7 号の 2）に、次の各号に掲げる書類を添付し、提出することとする。
- (1) 売買契約書の写し（印紙税法で定められた額の印紙が貼付されていること）
  - (2) 第 1 1 条第 5 項に掲げる現地確認通知書（様式第 1 2 号）の写し
  - (3) 購入者の現住所の住民票の写し
  - (4) 補助金交付申請承諾書（様式第 1 1 号）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 4 第 1 項及び第 3 項の規定による申請は、津山市補助金等交付規則第 9 条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

（現地調査及び補助金の交付決定）

- 第 1 1 条 市長は、第 1 0 条第 1 項の規定による申請（現地確認依頼）があったときは、速やかに内容を審査するとともに、現地調査を行う。
- 2 市長は、前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、現地調査を省略することができる。
- (1) 地域材使用証明書（様式第 9 号）に記載された建築業者が、一般社団法人岡山県木材組合連合会（以下「県木連」という。）の登録する県産材サポーターを設置している場合
  - (2) 地域材納材証明書（様式第 1 0 号）に記載された乾燥材乾燥業者、製材業者又は納材業者のいずれかが、県木連の登録する県産材サポーターを設置している場合
- 3 現地調査については、市長が任命した職員が、別に定める基準に基づき行うこととする。
- 4 市長は、調査員証（様式第 1 3 号）を毎年度ごとに交付することとする。
- 5 市長は、現地調査の結果が適当と認めた場合には補助金の交付の決定及び額の確定を行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第 1 4 号。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知し、不適当と認めた場合には、第 8 条の規定による補助金交付予定者決定を取消すものとする。建売の場合は、現地調査の結果を現地確認通知書（様式第 1 2 号）により申込者に通知するものとする。
- 6 市長は、建売の場合で第 1 0 条第 3 項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付要件を満たしていることを確認する。結果が適当と認めた場合には補助金の交付の決定及び額の確定を行い、確定通知書により申請者に通知し、不適当と認めた場合には、第 8 条の規定による補助金交付予定者決定を取消すものとする。

（補助金の請求）

- 第 1 2 条 前条第 5 項又は第 6 項の規定により補助金交付決定及び額の確定通知を受けた者は、速やかに請求書（様式第 1 5 号）により補助金を請求するものとする。

（補助金の支払）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に事実と異なる内容を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 市長が特に必要と認めたとき。

(補助金に係る手続きの停止)

第15条 市長は、前条の行為に関与した者について、関与が認められた日から市長が定めた期間において、補助金に係る手続きを認めないこととすることができる。

(台帳の作成)

第16条 市長は、この要領を適用して補助金を交付した住宅の台帳を作成しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市地域材で家づくり支援補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年6月29日から施行する。

(申込みにかかる経過措置)

2 令和4年4月1日から令和4年8月20日までに棟上げを行った住宅については、令和4年9月30日まで第7条の申込書と関係書類を提出することができる。

(補助金の交付申請又は現地確認依頼にかかる経過措置)

3 前項による申込みを行った場合、第8条第2項に係る通知書の受取り後、速やかに第10条第1項の申請書又は現地確認依頼書を提出しなければならない。この場合において棟上げその他これに類する事項が確認できる書類の添付につとめなければならない。

(別表第1にかかかる時限措置)

4 令和4年度における補助金額は、第6条の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

区分	交付対象条件	補助金
家づくり補助金	使用する地域材に係る乾燥材乾燥業者、製材業者及び納材業者が、岡山県木材業者登録簿等に登録されている法人又は個人事業者の場合	700,000円
	次の条件に全て該当する場合 ①使用する地域材に係る乾燥材乾燥業者、製材業者及び納材業者が、岡山県木材業者登録簿等に登録されている法人又は個人事業者の場合 ②使用する地域材を、市内に事業所を有する法人又は個人事業者で乾燥、製材及び納材した場合	1,000,000円

(様式にかかかる経過措置)

5 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市地域材で家づくり支援補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1 (第6条関係)

区分	交付対象条件	補助金
新築補助金	使用する地域材に係る乾燥材乾燥業者、製材業者及び納材業者が、岡山県木材業者登録簿等に登録されている法人又は個人事業者の場合	500,000円
	次の条件に全て該当する場合 ①使用する地域材に係る乾燥材乾燥業者、製材業者及び納材業者が、岡山県木材業者登録簿等に登録されている法人又は個人事業者の場合 ②使用する地域材を、市内に事業所を有する法人又は個人事業者で乾燥、製材及び納材した場合	800,000円